

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

こども未来部 子育て総務課

許認可等の内容		栃木市児童館の団体利用の承認
根拠法令等及び条項		栃木市児童館条例第6条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
審査 基準	根拠条項	栃木市児童館条例第7条
	参考事項	栃木市児童館条例施行規則
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市児童館条例抜粋 (団体利用承認の制限)</p> <p>第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、児童館の利用を承認しないものとする。</p> <p>(1) 児童の健全な育成に支障があるとき。</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。</p>	